２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県宇城市松橋町内田字七田八七九・八八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八四〇の一五、八八二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字七田八四〇の一五・八八二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字花岡字城戸口五六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城戸口五六八（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字槻木字シヲリ六五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字シヲリ六五一（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百九十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年九月二十四日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5772号	ＴＫ―400ＲＳ型小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び固形浮力体併用式以外のもの）	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○国土交通省告示第三百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十月七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5773号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	株式会社ＱＵＥＥＮ	大阪府堺市北区百舌鳥梅町１丁16―４―１ラレックス城ノ山１号

○国土交通省告示第四百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年八月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5779号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び固形浮力体併用式以外のもの）	ＲＷ24ＫＡ	株式会社エリートグリップ	大阪府東大阪市高井田本通７丁目１―14

○国土交通省告示第四百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年四月三十日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5823号	自動離脱装置（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置用の交換部品）	HRU―86218 kitw／H20	ＪＯＴＲＯＮ ＡＳ	Ringdalskogen 8, 3270 Larvik, Kingdom of Norway